

各都道府県教育委員会施設主管課長
各指定都市教育委員会施設主管課長 殿

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課長
森 政 之

(印影印刷)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の
一部を改正する政令の公布について（通知）

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和 2 年法律第 28 号。以下「改正法」という。）の公布等については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律の公布及び一部の規定の施行等について（通知）」（令和 2 年 6 月 24 日付け 2 文科教第 257 号。以下「改正法通知」という。）において通知するとともに、学校施設のバリアフリー化を一層進めるよう要請してきたところです。

この度、別添 1、2 及び 3 の通り、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令」（令和 2 年政令第 302 号。以下「改正令」という。）が公布され、令和 3 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。改正の概要については以下の通りです。

については、学校設置者においては、改正令の趣旨を踏まえ、障害のある児童生徒や避難所の開設時における高齢者、障害者等の利用等に支障が生じることのないよう、引き続き、学校施設のバリアフリー化を一層進めるようお願いいたします。

また、このことについて、各都道府県教育委員会におかれては、域内の市区町村教育委員会等に対して、御周知くださるようお願いいたします。

記

1. 改正の概要

（1）公立小学校等の特別特定建築物への追加（第 5 条第 1 号関連）

改正法通知において、改正法により、特別特定建築物に、公立小中学校を追加するための規定が整備されたことを周知したところですが、今般、改正令により、特別特定建築物

として、具体的に、小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）で公立のもの（以下「公立小学校等」という。）が追加されました。

（２）公立小学校等に関する建築物移動等円滑化基準の読替え（第 23 条関連）

（１）により特別特定建築物に追加する公立小学校等については、「不特定かつ多数のものが利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」を「多数のものが利用する」と読み替えて、建築物特定施設に関する基準の各規定を適用することとされました。

2. 留意事項

- 特別特定建築物については、2,000 m²以上のものを建築する際に、移動等円滑化基準への適合が義務付けられるため、遺漏なきよう対応をお願いします。
- 2,000 m²未満のものを建築する際や、既存のものについても同基準に適合させるよう努める必要があるため、留意していただくようお願いします。

- ※ 「建築」とは、新築、増築、改築（用途の変更を含む。）を指します。
- ※ 特別特定建築物に位置付けられない学校についても、引き続き、建築等（建築物特定施設の修繕又は模様替を含む）をしようとするときには、移動等円滑化基準に適合させるよう努める必要があります。
- ※ 義務付けの対象でない学校について地方公共団体の条例により義務付けの対象に追加することも可能であることに留意してください。
- ※ 改正法の附帯決議には、設置主体や規模に関わらず全ての学校施設のバリアフリー整備を推進することや、既存の学校施設であっても、数値目標を示し、バリアフリー化を積極的に進めることが盛り込まれています。

【別添 1】 国土交通省報道発表資料（令和 2 年 9 月 29 日）

【別添 2】 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（案文・理由）

【別添 3】 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（新旧対照表）

【本件担当】

大臣官房文教施設企画・防災部 施設企画課 指導第一係

電 話：03-6734-2291 E-mail：sisetuki@mext.go.jp

令和 2 年 9 月 2 9 日
住宅局 建築指導課

公立小学校等のバリアフリー化を進めます

～「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令」を閣議決定～

公立小学校等を建築物移動等円滑化基準（いわゆる建築物バリアフリー基準）への適合義務の対象となる特別特定建築物に追加等する「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令」が本日、閣議決定されました。

1. 背景

本年5月20日に公布された高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第28号。以下「改正法」という。）により、一定規模以上の建築をしようとするときに建築物移動等円滑化基準適合義務の対象となる特別特定建築物の範囲が拡大されることに伴い、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）について、所要の改正を行います。

2. 概要

（1）公立小学校等の特別特定建築物への追加（第5条第1号）

建築物移動等円滑化基準適合義務の対象となる特別特定建築物として、小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）で公立のものを追加します。

（2）その他

その他所要の改正を行うとともに、必要な経過措置を定めます。

3. スケジュール

閣議決定	令和2年 9月29日（火）
公布	令和2年10月 2日（金）
施行	令和3年 4月 1日（木）（改正法の施行の日）

<問い合わせ先>

国土交通省 住宅局 建築指導課 渡邊、山田
代表：03-5253-8111（内線：39515、39538）
直通：03-5253-8513 FAX：03-5253-1630

政令第 号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第二十八号）の施行に伴い、並びに高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第十九号、第十四条第一項及び第五十八条の規定に基づき、この政令を制定する。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二条第六号」を「第二条第七号」に改める。

第二条中「第二条第九号」を「第二条第十号」に改める。

第三条中「第二条第十三号」を「第二条第十五号」に改める。

第四条中「第二条第十六号」を「第二条第十八号」に改める。

第五条中「第二条第十七号」を「第二条第十九号」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）で公立のもの

（第二十三条において「公立小学校等」という。）又は特別支援学校

第六条中「第二条第十八号」を「第二条第二十号」に改める。

第七条第一項中「第二条第二十号ただし書」を「第二条第二十二号ただし書」に改め、同条第二項中「第二条第二十号ただし書」を「第二条第二十二号ただし書」に改め、同項第一号中「第二十四条」を「第二十五条」に改める。

第十条中「第二十三条」を「第二十四条」に改める。

第二十九条を第三十条とし、第二十四条から第二十八条までを一条ずつ繰り下げる。

第二十三条中「第十一条から第十四条まで、第十六条、第十七条第一項、第十八条第一項及び前条の規定」を「読替え対象規定」に、「これらの規定」を「読替え対象規定」に、「同条」を「第二十二条」に改め、同条を第二十四条とする。

第二十二條の次に次の一條を加える。

（公立小学校等に関する読替え）

第二十三条 公立小学校等についての第十一条から第十四条まで、第十六条、第十七条第一項、第十八条第

一項及び前条の規定（次条において「読替え対象規定」という。）の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と、前条中「特別特定建築物」とあるのは「第五条第一号に規定する公立小学校等」とする。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この政令の施行の際現に工事中の公立小学校等（この政令による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第五条第一号に規定する公立小学校等をいい、この政令の施行の日の前日において高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十四条第三項の条例で定める特定建築物であつたものを除く。）の建築又は修繕若しくは模様替及び当該建築又は修繕若しくは模様替をした当該公立小学校等の維持については、同条第一項から第三項までの規定は、適用しない。

（日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法施行令

の一部改正)

第三条 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法施行令(昭和六十二年政令第二百九十一号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第八号中「第二条第十七号」を「第二条第十九号」に、「同条第十八号」を「同条第二十号」に改める。

(都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の一部改正)

第四条 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成十九年政令第三百四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第二条第二十四号」を「第二条第二十七号」に改め、「第十九条の規定による改正後の」を削り、「第二十五条」を「第二十七条」に改める。

理由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、特別特定建築物として公立小学校等を追加する等の必要があるからである。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文 目次

○ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）（抄）（本則関係）	1
○ 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法施行令（昭和六十二年政令第二百九十一号）（抄）（附則第三条関係）	8
○ 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成十九年政令第三百四号）（抄）（附則第四条関係）	9

改正案	現行
<p>（特定旅客施設の要件）</p> <p>第一条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）<u>第二条第七号の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。</u></p> <p>一 当該旅客施設の日当たりの平均的な利用者の人数（当該旅客施設が新たに建設される場合にあつては、当該旅客施設の日当たりの平均的な利用者の人数の見込み）が五千人以上であること。</p> <p>二 次のいずれかに該当することにより当該旅客施設を利用する高齢者又は障害者の人数（当該旅客施設が新たに建設される場合にあつては、当該旅客施設を利用する高齢者又は障害者の人数の見込み）が前号の要件に該当する旅客施設を利用する高齢者又は障害者の人数と同程度以上であると認められること。</p> <p>イ 当該旅客施設が所在する市町村の区域における人口及び高齢者の人数を基準として国土交通省令・内閣府令・総務省令の定めるところにより算定した当該旅客施設を利用する高齢者の人数が、全国の区域における人口及び高齢者の人数を基準として国土交通省令・内閣府令・総務省令の定めるところにより算定した前号の要件に該当する旅客施設を利用する高齢者の人数以上であること。</p> <p>ロ 当該旅客施設が所在する市町村の区域における人口及び障害者の人数を基準として国土交通省令・内閣府令・総務省令の定めるところにより算定した当該旅客施設を利用する障害者の人数が、全国の区域における人口及び障害者の人数を基準として国土交通省令・内閣府令・総務省令の定めるところにより算定した前号の要件に該当する旅客施設を利用する障害者の人数以上であること。</p>	<p>（特定旅客施設の要件）</p> <p>第一条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）<u>第二条第六号の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。</u></p> <p>一 当該旅客施設の日当たりの平均的な利用者の人数（当該旅客施設が新たに建設される場合にあつては、当該旅客施設の日当たりの平均的な利用者の人数の見込み）が五千人以上であること。</p> <p>二 次のいずれかに該当することにより当該旅客施設を利用する高齢者又は障害者の人数（当該旅客施設が新たに建設される場合にあつては、当該旅客施設を利用する高齢者又は障害者の人数の見込み）が前号の要件に該当する旅客施設を利用する高齢者又は障害者の人数と同程度以上であると認められること。</p> <p>イ 当該旅客施設が所在する市町村の区域における人口及び高齢者の人数を基準として国土交通省令・内閣府令・総務省令の定めるところにより算定した当該旅客施設を利用する高齢者の人数が、全国の区域における人口及び高齢者の人数を基準として国土交通省令・内閣府令・総務省令の定めるところにより算定した前号の要件に該当する旅客施設を利用する高齢者の人数以上であること。</p> <p>ロ 当該旅客施設が所在する市町村の区域における人口及び障害者の人数を基準として国土交通省令・内閣府令・総務省令の定めるところにより算定した当該旅客施設を利用する障害者の人数が、全国の区域における人口及び障害者の人数を基準として国土交通省令・内閣府令・総務省令の定めるところにより算定した前号の要件に該当する旅客施設を利用する障害者の人数以上であること。</p>

三 前二号に掲げるもののほか、当該旅客施設及びその周辺に所在する官公庁施設、福祉施設その他の施設の利用の状況並びに当該旅客施設の周辺における移動等円滑化の状況からみて、当該旅客施設について移動等円滑化のための事業を優先的に実施する必要性が特に高いと認められるものであること。

(特定道路)

第二条 法第二条第十号の政令で定める道路は、生活関連経路を構成する道路法（昭和二十七年法律第八十号）による道路のうち多数の高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われるものであって国土交通大臣がその路線及び区間を指定したものとす。

(特定公園施設)

第三条 法第二条第十五号の政令で定める公園施設は、公園施設のうち次に掲げるもの（法令又は条例の定める現状変更の規制及び保存のための措置がとられていることその他の事由により法第十三条の都市公園移動等円滑化基準に適合させることが困難なものとして国土交通省令で定めるものを除く。）とする。

一 都市公園の出入口と次号から第十二号までに掲げる公園施設その他国土交通省令で定める主要な公園施設（以下この号において「屋根付広場等」という。）との間の経路及び第六号に掲げる駐車場と屋根付広場等（当該駐車場を除く。）との間の経路を構成する園路及び広場

- 二 屋根付広場
- 三 休憩所
- 四 野外劇場
- 五 野外音楽堂
- 六 駐車場
- 七 便所

三 前二号に掲げるもののほか、当該旅客施設及びその周辺に所在する官公庁施設、福祉施設その他の施設の利用の状況並びに当該旅客施設の周辺における移動等円滑化の状況からみて、当該旅客施設について移動等円滑化のための事業を優先的に実施する必要性が特に高いと認められるものであること。

(特定道路)

第二条 法第二条第九号の政令で定める道路は、生活関連経路を構成する道路法（昭和二十七年法律第八十号）による道路のうち多数の高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われるものであって国土交通大臣がその路線及び区間を指定したものとす。

(特定公園施設)

第三条 法第十三号の政令で定める公園施設は、公園施設のうち次に掲げるもの（法令又は条例の定める現状変更の規制及び保存のための措置がとられていることその他の事由により法第十三条の都市公園移動等円滑化基準に適合させることが困難なものとして国土交通省令で定めるものを除く。）とする。

一 都市公園の出入口と次号から第十二号までに掲げる公園施設その他国土交通省令で定める主要な公園施設（以下この号において「屋根付広場等」という。）との間の経路及び第六号に掲げる駐車場と屋根付広場等（当該駐車場を除く。）との間の経路を構成する園路及び広場

- 二 屋根付広場
- 三 休憩所
- 四 野外劇場
- 五 野外音楽堂
- 六 駐車場
- 七 便所

- 八 水飲場
- 九 手洗場
- 十 管理事務所
- 十一 掲示板
- 十二 標識

(特定建築物)

第四条 法第二条第十八号の政令で定める建築物は、次に掲げるもの（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三条第一項に規定する建築物及び文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第四百四十三条第一項又は第二項の伝統的建造物群保存地区内における同法第二条第一項第六号の伝統的建造物群を構成している建築物を除く。）とする。

- 一 学校
- 二 病院又は診療所
- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 四 集会場又は公会堂
- 五 展示場
- 六 卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 七 ホテル又は旅館
- 八 事務所
- 九 共同住宅、寄宿舎又は下宿
- 十 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 十一 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十二 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場
- 十三 博物館、美術館又は図書館
- 十四 公衆浴場
- 十五 飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール

- 八 水飲場
- 九 手洗場
- 十 管理事務所
- 十一 掲示板
- 十二 標識

(特定建築物)

第四条 法第二条第十六号の政令で定める建築物は、次に掲げるもの（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三条第一項に規定する建築物及び文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第四百四十三条第一項又は第二項の伝統的建造物群保存地区内における同法第二条第一項第六号の伝統的建造物群を構成している建築物を除く。）とする。

- 一 学校
- 二 病院又は診療所
- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 四 集会場又は公会堂
- 五 展示場
- 六 卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 七 ホテル又は旅館
- 八 事務所
- 九 共同住宅、寄宿舎又は下宿
- 十 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 十一 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十二 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場
- 十三 博物館、美術館又は図書館
- 十四 公衆浴場
- 十五 飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール

その他これらに類するもの

十六 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗

十七 自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの

十八 工場

十九 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの

二十 自動車の停留又は駐車のための施設

二十一 公衆便所

二十二 公共用歩廊

(特別特定建築物)

第五条 法第二条第十九号の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。

一 小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校(前期課程に係るものに限る。)で公立のもの(第二十三条において「公立小学校等」という。)又は特別支援学校

二 病院又は診療所

三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場

四 集会場又は公会堂

五 展示場

六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗

七 ホテル又は旅館

八 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署

九 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。)

十 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの

十一 体育館(一般公共の用に供されるものに限る。)、水泳場(一

その他これらに類するもの

十六 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗

十七 自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの

十八 工場

十九 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの

二十 自動車の停留又は駐車のための施設

二十一 公衆便所

二十二 公共用歩廊

(特別特定建築物)

第五条 法第二条第十七号の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。

一 特別支援学校

二 病院又は診療所

三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場

四 集会場又は公会堂

五 展示場

六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗

七 ホテル又は旅館

八 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署

九 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。)

十 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの

十一 体育館(一般公共の用に供されるものに限る。)、水泳場(一

般公共の用に供されるものに限る。)若しくはボーリング場又は遊技場

- 十二 博物館、美術館又は図書館
- 十三 公衆浴場
- 十四 飲食店
- 十五 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 十七 自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共の用に供されるものに限る。)
- 十八 公衆便所
- 十九 公共用歩廊

(建築物特定施設)

第六条 法第二十条第二十号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

- 一 出入口
- 二 廊下その他これに類するもの(以下「廊下等」という。)
- 三 階段(その踊場を含む。以下同じ。)
- 四 傾斜路(その踊場を含む。以下同じ。)
- 五 エレベーターその他の昇降機
- 六 便所
- 七 ホテル又は旅館の客室
- 八 敷地内の通路
- 九 駐車場
- 十 その他国土交通省令で定める施設

(都道府県知事が所管行政庁となる建築物)

第七条 法第二条第二十二号ただし書の政令で定める建築物のうち建築

般公共の用に供されるものに限る。)若しくはボーリング場又は遊技場

- 十二 博物館、美術館又は図書館
- 十三 公衆浴場
- 十四 飲食店
- 十五 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 十七 自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共の用に供されるものに限る。)
- 十八 公衆便所
- 十九 公共用歩廊

(建築物特定施設)

第六条 法第二十条第十八号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

- 一 出入口
- 二 廊下その他これに類するもの(以下「廊下等」という。)
- 三 階段(その踊場を含む。以下同じ。)
- 四 傾斜路(その踊場を含む。以下同じ。)
- 五 エレベーターその他の昇降機
- 六 便所
- 七 ホテル又は旅館の客室
- 八 敷地内の通路
- 九 駐車場
- 十 その他国土交通省令で定める施設

(都道府県知事が所管行政庁となる建築物)

第七条 法第二十条第二十号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基

基準法第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

2 法第二十二号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあつては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号の延べ面積をいう。第二十五条において同じ。）が一万平方米を超える建築物

二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条（同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含む、市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあつては、卸売市場に係る部分に限る。）の規定又は同法以外の法律若しくはこれに基づく命令若しくは条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

（建築物移動等円滑化基準）

第十条 法第十四条第一項の政令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準は、次条から第二十四条までに定めるところによる。

（公立小学校等に関する読替え）

第二十三条 公立小学校等についての第十一条から第十四条まで、第十六条、第十七条第一項、第十八条第一項及び前条の規定（次条において「読替え対象規定」という。）の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利

準法第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

2 法第二十号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあつては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号の延べ面積をいう。第二十四条において同じ。）が一万平方米を超える建築物

二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条（同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含む、市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあつては、卸売市場に係る部分に限る。）の規定又は同法以外の法律若しくはこれに基づく命令若しくは条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

（建築物移動等円滑化基準）

第十条 法第十四条第一項の政令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準は、次条から第二十三条までに定めるところによる。

（新設）

用する」とあるのは「多数の者が利用する」と、前条中「特別特定建築物」とあるのは「第五条第一号に規定する公立小学校等」とする。

(条例で定める特定建築物に関する読替え)

第二十四条 法第十四条第三項の規定により特別特定建築物に条例で定める特定建築物を追加した場合における読替え対象規定の適用については、読替え対象規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と、第二十二条中「特別特定建築物」とあるのは「法第十四条第三項の条例で定める特定建築物」とする。

第二十五条～第三十条 (略)

(条例で定める特定建築物に関する読替え)

第二十三条 法第十四条第三項の規定により特別特定建築物に条例で定める特定建築物を追加した場合における第十一條から第十四條まで、第十六條、第十七條第一項、第十八條第一項及び前條の規定の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と、同条中「特別特定建築物」とあるのは「法第十四条第三項の条例で定める特定建築物」とする。

第二十四条～第二十九条 (略)

○ 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法施行令（昭和六十二年政令第二百九十一号）（抄）
 （附則第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（法第三条第一項に規定する政令で定める事業） 第一条の二 法第三条第一項に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）<u>第二条第十九号</u>に規定する特別特定建築物に係る同条第二十号に規定する建築物特定施設を整備する事業で同法第十七条第三項の認定を受けた計画（同法第十八条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に基づいて行われるもの</p> <p>九・十 （略）</p>	<p>（法第三条第一項に規定する政令で定める事業） 第一条の二 法第三条第一項に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）<u>第二条第十七号</u>に規定する特別特定建築物に係る同条第十八号に規定する建築物特定施設を整備する事業で同法第十七条第三項の認定を受けた計画（同法第十八条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に基づいて行われるもの</p> <p>九・十 （略）</p>

○ 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成十九年政令第三百四号）（抄）（附則第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （施行期日）</p> <p>1 この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年九月二十八日）から施行する。 （高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>2 この政令の施行前に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第三十二条第二項において読み替えて準用する同法第三十一条第六項の規定により公表された道路特定事業計画に基づき市町村（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十七条第一項の指定市を除く。）が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第二十七号に規定する道路特定事業（以下この項において単に「道路特定事業」という。）を実施する場合には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第三十二条第五項の規定による権限の行使については、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第二十七号の規定にかかわらず、当該道路特定事業計画に定められた道路特定事業の実施予定期間内に限り、なお従前の例による。</p>	<p>附則 （施行期日）</p> <p>1 この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年九月二十八日）から施行する。 （高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>2 この政令の施行前に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第三十二条第二項において読み替えて準用する同法第三十一条第六項の規定により公表された道路特定事業計画に基づき市町村（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十七条第一項の指定市を除く。）が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第二十四号に規定する道路特定事業（以下この項において単に「道路特定事業」という。）を実施する場合には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第三十二条第五項の規定による権限の行使については、第十九条の規定による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第二十五条の規定にかかわらず、当該道路特定事業計画に定められた道路特定事業の実施予定期間内に限り、なお従前の例による。</p>